(11)～(13)　［略］	三　中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項
［削る］	イ～ハ　［略］
	ニ　認定支援機関が整備する支援体制
(14)　［略］	(1)・(2)　［略］
	(3)　認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局等、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。
(4)～(8)　［略］	(4)～(8)　［略］
［削る］	(9)　認定支援機関は、中小企業承継事業再生計画に係る許認可の承継に当たり、必要に応じて、専門家等の活用を中小企業者に促す等の支援を行う。

(12)～(14)　［略］	三　中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項
(15)　全国本部は、認定支援機関が事業再生の計画の策定を支援した中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を行う場合にあっては、認定支援機関からの要請に応じ、計画の内容が法第百二十一条第四項に規定する認定要件に適合するものとなるよう必要な助言を行う。	イ～ハ　［略］
	ニ　認定支援機関が整備する支援体制
(16)　［略］	(1)・(2)　［略］
	(3)　認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるため、企業や事業の再生及び合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に関する専門的知識又は経験を有する支援業務実施専門家を複数名配置する。支援業務実施専門家の選任に当たっては、経済産業局、沖縄総合事務局、都道府県、機構及び様々な中小企業支援機関等の協力のもと、有能かつ熱意ある人材を確保することに努める。
(4)～(8)　［略］	(4)～(8)　［略］
［削る］	(9)　認定支援機関は、中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、全国本部に対し、当該計画が法第百二十一条第四項に規定する認定要件に適合するものであるかについて助言を求めることができる。
	(10)　認定支援機関は、中小企業者が中小企業承継事業再生計画の申請を希望する場合にあっては、経済産業局等の他の関係機関と連携を図り、必要書類の作成等その申請のために必要な支援に努める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

○国土交通省告示第八百四号

産業競争力強化法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第三項の規定に基づき、船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年七月六日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示

船舶産業分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十八年国土交通省告示第八百六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第1　現状認識	第1　現状認識
1　船舶産業の特徴	1　船舶産業の特徴
・　船舶産業（造船業及び舶用工業をいう。以下同じ。）は、鋼材の加工及び組立、配管、電装並びに塗装に加えて、舶用機関（エンジン）、プロペラ、航海機器等の舶用工業製品の製造・取付を包含する、裾野の広い労働集約型産業。	・　船舶産業（造船業及び舶用工業をいう。以下同じ。）は、鋼材の加工及び組立、配管、電装並びに塗装に加えて、舶用機関（エンジン）、プロペラ、航海機器等の舶用工業製品の製造・取付を包含する、裾野の広い労働集約型産業。